

資料 (翻訳)

古代結負制の復元と代制の起源*

新井 宏**

The restoration of Korean ancient Gyeolbe-je (結負制)
and the origin of Japanese Dai-sei (代制)

Hiroshi ARAI

Abstract

Both Gyeongmu-je(頃畝制) on the basis of actual farm area and Gyeolbu-je(結負制) on the basis of harvest simultaneously existed from Silla era down to modern times, at least more than 1200 years in Korea. It is well known that these two systems had been variously changed; however, the basic problem such as the actual area evaluation before the middle Goryeo has not been cleared yet. One of the reason is that there were some writing errors in the basic document on Munjong Ryangjeon rule(文宗量田法) in 1069. Therefore, I reexamined all the basic documents on Gyeolbu-je, and this paper provides the following adequate results agreeing with generally accepted opinions. (1) The annotation 6 chon(寸) in Munjong Ryangjeon rule should be corrected as 6 chon referring the same age record of Goryeodogyeong(宣和奉使高麗図経). (2) Consequently “Gyeol(結)=square 33 ryangjeon-bo(歩)” can be rewritten as “square 100 bo”. (3) The reason why the irregular system “ryangjeon-bo=3 bo” was introduced is that Gyeol in late Silla was 9000 bo as shown in Sungbokksa(崇福寺) inscription and Isok(束) was defined as square 3 bo. (4) As discussed in the above, I address the area of 1 sok in late Silla was 23 m² that agrees completely with the area of 1 sokushiro(束代) in ancient Japanese Daisei(代制). These results will contribute to the investigation of the origin of Daisei from now on.

Keywords: land-system, Kokanshaku, Korea, Japan, ancient, history

1. はじめに

朝鮮半島では、農地の実面積を把握する頃畝制と、収量基準を考慮した結負制が、新羅時代から近代に至るまで、少なくとも1,200年以上にわたって共存していた。この長い歴史を持つ頃畝制や結負制が、時代によって種々変化してきたことはよく知られているが、高麗中期以前の実態については、実面積の把握などの基本的な問題についてさえ、未だ一致した見解が得られていない。

それは主として基本史料のひとつである文宗量田法(1069年)の記載に錯誤があり、その解釈

をめぐって諸説が提出されていることによる。

しかし、従来の研究によってほぼ意見の一致を見ている部分も少なくない。例えば、①高麗前期以前には1頃の面積は方100歩であり、1結の面積と1頃(100畝)の面積は同じであったこと、②しかし高麗後期には1結の面積が57畝に変わっていたこと、③それと同時に、三国時代の伝承記録に、頃の表示が散見されるが、これは後世になって、昔の結を頃と書き換えた可能性が高いことなどである。

更にいえば、この間に頃と結のいずれの面積

* 受付 2009年4月27日 本論文は韓国古代史学会の『韓国古代史研究』30号(2003)に韓国語で発表したものであるが、古韓尺の研究の中軸をなすものであり、日本語で参照できるように翻訳し『計量史研究』へ再録したものである。

** 会員 〒229-1122 相模原市横山2-14-6 E-mail: arai-hiroshi@jcom.home.ne.jp

が変化したかについても、論理的には頃も結もともに変化した可能性を排除できないが、主として結の面積が変化したと考えることには、大方の同意が得られるであろう。

本稿では、このような視点に立脚して、まず宣和奉使高麗図経の記載に基づいて文宗量田法の錯誤を正し、1結を方33歩すなわち1089歩とする不自然な制度の起源を明らかにし、つづいて崔致遠撰の崇福寺碑文に基づき、統一新羅時代以前の結負制について議論し、その結果に基づいて、朝鮮半島の古代結負制、結(1000束)=100負、負=10束、束=10把の束と把の面積が日本の代制の代(束代と把代)の面積に完全に一致することを示したい。

もしこのように、朝鮮半島の古代結負制と日本における町段制以前の代制に共通面積単位をもつ「束」が存在していたことになれば、従来不明とされてきた日本における町段制以前の代制の起源解明に大きく貢献し得ると考える。

2. 文宗量田法規定の結面積

2-1. 従来の研究

『高麗史』巻78食貨1経理には、文宗量田法(1069年)が次のように記されている。

〔史料1〕 文宗量田法(文宗23(1069)年)、『高麗史』巻78、食貨1、経理

文宗二十三年 定量田歩数 田二[一の誤]結方三十三歩 (六寸為一分 十分為一尺 六尺為一步) 二結方四十七歩 三結方五十七歩三分 四結方六十六歩 五結方七十三歩八分 六結方八十歩八分 七結方八十七歩四分 八結方九十歩七分 九結方九十九歩 十結方一百四歩三分 : ()内は歩を説明する割註、

この史料は1結が方33歩すなわち1,089歩(33²歩)であることを示したもので、2結以下は開平計算で求めることが出来るので、方33歩は不自然ではあるが間違いではない。これを裏付ける史料としては、既に良く知られているように、次の若木郡浄兜寺石塔造成記(956年)がある。

〔史料2〕 若木郡浄兜寺石塔造成記(956

年)、高麗前期土地台帳収録寺院文書
代下田 長廿七歩方廿歩 北能召田 南東渠
西葛頸寺田 承孔伍百四拾 結得四拾玖負四
束

すなわちこの記事から、540平方歩が49.4負であり、1結は方33.06歩と計算される。このことから、1結を方33歩とする制度が956年以前にさかのぼることも分る。

問題は割註の「六寸為一分 十分為一尺 六尺為一步」の部分である。これをそのまま忠実に読めば、量田歩の1歩は36尺としか理解できない。事実、白南雲¹⁾以来、朴克采²⁾、李丙燾³⁾も金容燮⁴⁾もそう読んでいる。異なるのは基準尺として、白南雲が曲尺(30.3cm)を、朴克采が漢尺(23.1cm)を、李丙燾と金容燮が周尺(20cm程度)を採用したことであるが、最も面積の小さい金容燮の場合でも1結は17,500余坪(約57,800m²)と計算されている。

しかし、この金容燮の見解については、宮嶋博史⁵⁾と姜晋哲⁶⁾が同時に面積が過大すぎると異議を唱えている。それでは正倉院所蔵の新羅村落文書(帳籍文書)⁷⁾に記載されている畚、田、麻田の合計面積が周長の中に納まらないことや、同文書の沙害瀬村の例のように毎戸あたりの面積が27万坪にもなってしまう、耕作することが不可能だとの見解による。

そのため割註の「六寸為一分 十分為一尺 六尺為一步」のどこかに錯誤があるとする見解が大勢である。このことを最初に指摘したのは朴時亨⁸⁾であり、「十分為一尺」の部分の「分」か「一」か「尺」のいずれかに錯誤があったとした。この指摘に対して、朴興秀⁹⁾も浜中昇¹⁰⁾も李宇泰¹¹⁾も尹善泰¹²⁾も同じ意見をもっているが、「十分為一步」と読んでも「十分為六尺」と読んでも、結果的には「十寸為一尺 六尺為一步」の意味になる。すなわち量田歩1歩は基本尺の6尺という平凡な内容になってしまう。そうだとすれば、文章としては極めて冗長で、意味をなさないと考えるが、それに対しては、測地の際の具体的な表示として必要であったとする見解も

ある¹³⁾。

6尺1歩と考える場合、基準尺としては营造尺(31 cm 程度)あるいは高麗尺(35.6 cm 程度)を想定することになるが、李宇泰¹⁴⁾、李泰鎮¹⁵⁾、전덕제¹⁶⁾、尹善泰¹⁷⁾らは共に、高麗尺を主として考えて、結の実面積を約 3,500 m²から 5,000 m²と求めている。しかしこの説を採ると、朝鮮初期の下田の結面積¹⁸⁾ 57 畝(14,974 m²)と大差が生じ、結が 100 畝から 57 畝に変化して行く過程に全くそぐわない。

そのため朴興秀¹⁹⁾は、基準尺としては高麗後期に使用されていた 30 指尺(58.27 cm)がこの時点で既に使用されたと考え、1 結を 13,311 m²と計算した。しかし彼はその結果にも満足せず、文宗量田法の方 33 歩の規定は建前に過ぎず、実際には高麗後期の方 35 歩制が既に始まっていたと考え、1 結の面積を高麗末期の下田と同じく 14,974 m²とした。これに対して宮嶋博史²⁰⁾は方 35 歩制がこの時期に行われていたことには同意できないとしながら、面積的には朴興秀の考え方を支持している。

いずれにしても、大勢としては文宗量田法の割註に何らかの錯誤があることを認めながらも、未だ定説を得るに至っていない。しかも、既往の学説ではいずれも、次に述べる『宣和奉使高麗図経』(以下『高麗図経』とする)に記載された 1 結の面積を全く説明できず、無視してしまっている問題もある。

割註に何らかの錯誤があることでは既に一致した見解が得られている。問題はその復元方法に誤りがあるのではないか。その前提に立つならば、まず注目しなければならない文章は最初の「六寸為一分」の「六」の部分である。この部分が「六」でなく、「二」「三」あるいは「四」であるならば、全体の文章にも無駄がなく、意味が良く伝わる。そうであれば量田尺が 2 尺、3 尺、4 尺、すなわち量田歩が 12 尺、18 尺、24 尺になり、従来のように量田歩が 6 尺か 36 尺かといった極端な差異ではなくなる。

2-2. 高麗図経に示された結面積

宋の徽帝が派遣した国信使に随行してきた徐兢が、宣和 5 (1123)年に書いた『宣和奉使高麗図経』に、朝鮮半島の田制について次のように記録している。

〔史料 3〕 徐兢の記録 (1123 年)、『宣和奉使高麗図経』第 23、雑俗 2、種芸
田每一百五十歩為一結

この書は文宗量田法の約 50 年後の状況を伝えるもので、貴重な記録であるが、なぜか文宗量田法と関連づけて論じられていない。しかし重要な史料であるので、その文章の解釈をめぐってもいくつかの考え方があ

ひとつは素直に考え、徐兢は宋の人であるから、ここに示された歩は当時の宋の歩(5 尺 1 歩)とする金容燮²¹⁾の考え方であり、計算すると 15,600 余坪(約 51,500 m²)になる。金容燮はこの数値が、文宗量田法の規定を周尺で計算した結果(前出 57,800 m²)に近いことから、相互に補完しあうとしているが、これでは面積が過大すぎるのは、宮嶋博史⁵⁾や姜晋哲⁶⁾が指摘した通りである。

そのため姜晋哲²²⁾はここに示された歩の基準を周尺に求めて見て、その 1 結を 6,805 坪(22,460 m²)と計算した。この見解は宋尺による面積計算を否定する立場では当然の帰着であるが卓見である。

それは後ほど論理的に導かれる結論であるが、ここではまず徐兢がなぜ「田每一百五十歩為一結」と報告したかについて検討したい。

徐兢がこの報告を書いたのが文宗量田法の約 50 年後であるから、結についておそらく方 33 歩と説明を受けたに違いない。しかし彼は「田每三十三歩為一結」とは記さなかった。それはここで使用されている歩(量田歩)が 5 尺 1 歩ではないことを知っていたからである。それでは徐兢はこの量田歩を何尺と理解したのであろうか。それは徐兢が 33 歩を 150 歩すなわち 750 尺と報告したことから逆算で判る。彼はこの量田歩を 750 尺 ÷ 33 すなわち約 23 尺と理解したのである。

ところで、前述したように、文宗量田法の割註の錯誤が「六寸為一分」の「六」の部分にあったと考え、これを二、三、四、五に置き換えて見た時の量田歩は12尺、18尺、24尺、30尺となる。23尺は24尺に極めて近い。すなわち、徐兢は文宗量田法の規定に「四寸為一分 十分為一尺 六尺為一步」とあったのを見て、「田每一百五十歩為一結」と報告した可能性が極めて高いのである。かくして、文宗量田法の規定の「六寸」が「四寸」の誤記であったことにひとつの証拠を得た。

そうであるならば、ここで使用された基準尺とは何であったであろうか。その回答の鍵は、次の[史料4]に示す世宗19年(1437年)の頃畝制にある。すなわち文宗量田法の結を基準尺で示すと627,264平方尺となるが、世宗19年の頃畝制でも周尺で600,000平方尺となっていて数値的にほぼ一致しているからである。

[史料4] 世宗19(1437)年頃畝制『世宗実録』

量田事目 量田所用周尺計五歩木尺造作 面刻十分 量田時歩外余数量用量 繩每歩着小標每十歩着大標 日内累次校正 今量田 以方五尺積二十五尺為一步 二百四十歩為一畝 百畝為一頃 五頃為一字 余数不用

後述するように、古くは頃=結であったことは定説である。したがって高麗中期の結すなわち頃が世宗の時代の頃と面積的にほぼ同じであったことは十分に考えられる。そうであるならば、文宗量田法の基準尺は周尺であった可能性が高い。

しかしこのような類推だけでは周尺が使用されていた十分の証拠とはならないであろう。周尺が使用されていたと考える決定的な理由は、次の「方百為結の制度」の項で詳しく述べるが、その前に果たして、周尺が高麗初期から使われていたかどうかについて触れておきたい。

その点については、筆者は周尺の使用が高麗初期までさかのぼると考えているが、その根拠は次に示す[史料5]と[史料6]によっている。

[史料5] 文武兩班墓地規定(975年)、『高麗史』卷85、刑法2、禁令

一品方九十歩 二品八十歩 墳高並一丈六尺
三品七十歩高一丈 四品六十歩 五品五十歩
六品以下並三十歩 高不過八尺

[史料6] 評定各品及庶人墳墓禁限歩数規定(1403年)、『太宗実録』卷7

一品墓地方九十歩 四面各四十五歩 二品方八十歩 三品方七十歩 四品方六十歩 五品方五十歩 六品方四十歩 七品至九品方三十歩 庶人方五歩 已上歩数並用周尺

すなわち墓地制限について高麗前期の景宗元(975年)の規定と太宗四(1403年)の規定がほとんど完全に一致しているのである。太宗四年の規定が周尺によっていることは明記されているので、高麗前期の規定も同じく周尺であったと考えるのが常識的であろう。しかし、この考え方には異論もある²³⁾。

ところで、周尺とはその名称から明らかなように中国の古典『禮記』王制篇に「古者 以周尺八尺為歩」とあるのに基づく復古尺である。朝鮮半島では後に周尺の6尺1歩制や5尺1歩制も見られるが、復古尺の当初は、8尺であったのは間違いない。

そうであるならば、文宗量田法の量田歩すなわち周尺24尺は、周尺の歩で言えば3歩である。これは文宗量田法が量田尺で方33歩、周尺で方99歩すなわち方百歩であったことを示している。

結や頃が当初は方百歩であったと言うことは、次の項(2-3)で述べるように既に定説である。この点からも、文宗量田法の割註を周尺による「四寸為一分 十分為一尺 六尺為一步」と復元したことは正しかったといえるであろう。

2-3. 方百歩為結の制度

既に、高麗前期以前には1頃の面積は方100歩であり、1結の面積と1頃(100畝)の面積が同じであったとするのは定説と言って良いであろう。

それはまず1頃を方100歩とする制度は、前

漢以前の中国の伝統的な田制であり、それが朝鮮半島に残っていたとしても特に異とするにあたらぬことである。しかも、白南雲も引用しているように²⁴⁾、智證大師塔銘には

〔史料7〕 智證大師塔銘、『青莊館全書』
卷之六十八「百弓為結」

新羅曦陽山鳳岩寺 智證大師塔銘 崔孤雲所撰有曰 捨田五百結 後人有註之者曰 方俗以周百弓為結 四肘為一弓 肘一尺八寸 四肘即七尺二寸 蓋以結為田數 自新羅時已有之 古者 百步為一畝 百畝當一結

とあり、明瞭に百歩為一畝すなわち頃が方100歩であること、および古くは結が100畝すなわち1頃であったことを示しているからである。

もちろん、後人の註がいつの時代のものか明らかにできないので、これをもって頃が方百歩であったと確定はできないが、白南雲²⁵⁾も朴興秀²⁶⁾も頃や結を方100歩としており、これに対して今まで特に異論は提出されていない。

他にも頃と結が同一であったことを示す史料としては、駕洛国記の量田記事がある。

〔史料8〕 駕洛国記の量田記事、『三国遺事』卷2、駕洛国記

近廟上上田三十頃 為供營之資 号称王位田……淳化二年 金海府量田使中大夫趙文善申省状称 首露陵王廟属田結數多也 宜以十五結乃旧慣 其余分析於府之役丁……節使(量田使称也)受朝旨 乃以半屬於陵園 半以支給於府之徭役戸丁也 ……後人奉使来 審檢蕨田 十一結十二負九束也 不足者三結八十七負一束也

これは、新羅文武王の時代(661年)に30頃とされた土地が、高麗前期の淳化2(991)年には、その半分が15結と考えられており、このことから高麗前期には結と頃を同一と理解していたことが判る。

このようにして、文宗量田法と『高麗図経』の記事から求めた結が方百歩であるという結論は、従来の定説と完全に一致するのである。したがって、この点からも、文宗量田法の割註を

「四寸為一分」と読んだことの正しさが逆に証明されると考える。

残された疑問はなぜ1頃あるいは1結を方100歩とする分りやすい方式から、方33歩という複雑な制度に移行したかである。この点については、後に詳しく述べるが、その前に高麗前期以前の頃の面積と世宗19(1437)年に制定された頃畝制の頃の面積について考察して置きたい。

3. 頃の実面積の推移

世宗19(1437)年に制定された頃畝制は、既に〔史料4〕に示したように、周尺をもって600,000平方尺としている。この当時の周尺の長さを、朴興秀²⁷⁾の復元値20.81cmと李宗峯²⁸⁾の復元値20.5~20.7cmを参考にして20.7cmとすれば25,709m²である。

一方、新羅時代の1頃について、筆者²⁹⁾は古韓尺の6尺1歩による方100歩と復元している。古韓尺を26.7cmとして計算すれば、25,664m²で、両者は時代の差があるにもかかわらず誤差なく一致している。

そればかりではない。文宗量田法の時期も同様である。この時代の周尺の長さについては、定見があるわけではないが、朝鮮前期よりも若干短く、姜晋哲³⁰⁾は曲尺の0.66尺すなわち20.0cmを使用している。その場合、周尺の1歩は1.60mであり、文宗量田法を周尺歩の方百歩と理解すれば、1結は25,600m²であり、これも新羅時代と朝鮮前期の頃と一致している。

この事実は、朝鮮半島において長期間にわたって、頃畝制の実面積はほとんど変化しなかったことを示している。

ところで、古韓尺とはどのような尺度であろうか。詳細は参考文献²⁹⁾³¹⁾に譲るとしてその位置づけを簡単に紹介して置きたい。

中国における尺度の歴史については、紀元前5世紀ごろから多数のものさしの出土もあり詳細に判っている。しかし朝鮮半島や日本の場合、7世紀以降になって29.8cm程度の唐尺が使用されるようになったことは明らかであるが、6世紀

以前の尺度については良く分っていない。それは、日本でも朝鮮半島でも、唐尺系除けば、未だこの時代の尺度に関する文献史料やものさしの出土例がなく、有力な物証に欠けるからである。

ただし、日本においては大化前代に高麗尺と称する 35.6cm 程度の尺度が使われていたという説が古くからあり、これが中国の東魏尺の長さに近いことから、朝鮮半島では東魏尺あるいは高句麗尺として種々の検討に用いられてきている。しかし、厳密に言えば、従来その根拠としていた事実関係のいくつか、その後の調査などで否定され、実存したものか否か疑わしいものである(本稿の 6 参照)³²⁾。

次善の策は、数多くの遺蹟や遺物を調べて、どのような尺度で作られた可能性が最も高いかを検証する方法である。ものさしの出土や記録がないのならば直接遺物や遺蹟に尋ねて見ようと言うアプローチである。その結果得られたのが、筆者が提唱している 26.8 cm 前後の古韓尺である²⁹⁾。

すなわちこの古韓尺は 4~8 世紀の朝鮮半島ならびに日本を対象に古墳、宮殿、寺院などについて、約 70 種約 1000 件の膨大な計測データを対称として、コンピューターによる定量的な解析を行い、その中から確率的に「最も良く合う尺度」を選び、時代や地域の広がりの中で整理し、総合的な評価を行った結果得られたもので、奈良に現存する法隆寺や法起寺、あるいは発掘調査により詳細な資料が得られた慶州の皇龍寺の建物にも良く一致している³³⁾。

また中国では「隋書律歷志」の中に記載された後周玉尺(北周)の長さを 26.75 cm と考証しているもので、同時代に古韓尺と同じ長さのものさしが中国に存在していたことも判っている³⁴⁾。さらに北魏の洛陽に熙平元(516)年に作られた永寧寺九重塔の營造尺も中国の学者は 27.2 cm と復元している³⁵⁾。

しかし古韓尺について直接的な証拠が出たわけではないので、今まではいわば帰納的に求められた尺度に過ぎなかった。

それに対して、最近筆者はこの古韓尺が新羅王京の条坊設計に用いられていたことを『三国史記』と『三国遺事』の文献史料と考古学的な発掘調査の結果を対比して検証した³⁶⁾。すなわち新羅王京の条坊については近年徐々に明らかになってきているが、皇龍寺周辺の発掘調査結果ではほぼ方格 160 m となっており、これを『三国史記』の「長三千七十五歩 広三千十八歩 三十五里 六部」の解析結果と対照し、古韓尺の 1 歩を 1.602 m (古韓尺 26.7 cm) と復元したのである。もちろんここに現れた 160 m の方格は古韓尺による 1 頃に一致する。ここに古韓尺は文献的な裏づけを得た。

その他にも 1 方格を 160 m とする傍証がある。それは新羅時代の地方都市の地籍図研究を通して、南原小京や尚州邑城(沙伐州)などに 160 m の方格が存在していたという報告³⁷⁾があり、160 m 方格の地割りが新羅王京ばかりではなかったと考えられていることである。

かくして、一連の研究結果がひとつに収斂した。残る問題はなぜ方 33 歩制という複雑な制度に移行したかである。その点については次項(4. 崇福寺碑の細註問題)で改めて述べるが、その前に古韓尺と周尺の関係について述べて置きたい。

前述(2-2)したように、周尺が復古尺であるのは名称からして間違いない。しかも古韓尺の 1 歩(6 尺)は周尺の 1 歩(8 尺)とほぼ完全に一致している。したがって、周尺が古韓尺の 1 歩を基にして始まったことは容易に推測できる。

それではその理由は何であろうか。この点については、別報³⁸⁾にも述べたことがあるが、おそらくその当時の中国の土地制度を意識してのことだったに違いない。

中国では前漢の前には、1 頃が 10,000 歩であったが、唐代や宋代には、5 尺 1 歩の 24,000 歩(600,000 平方尺)に変わっている。しかし朝鮮半島では 1 頃が相変わらず 10,000 歩であり、制度的に一致していなかった。そこで考えたのが、10,000 歩(360,000 平方尺)を 240,000 歩(600,000 平方尺)に一致させることである。計算すれば、

周尺=0.775 古韓尺である。これを周尺=0.75 古韓尺、すなわち、8 周尺=6 古韓尺=1 歩としたのではなかろうかというのが筆者の考え方である。

これによって、見かけ上は中国式の頃畝制度ができあがった。だから前出の[史料 4]にある世宗 19 年の頃畝制は、高麗初期までさかのぼる可能性があると考えている。

4. 崇福寺碑の細註問題

4-1. 崇福寺碑（孤雲集十巻）の細註

新羅下期の真聖女王代(887~897 年)に造られた崔致遠による崇福寺碑は、いくつかの碑片が残っているだけで拓本もない。しかし碑文は「四山碑銘」として収録されて、その註解がいくつか伝えられている。その中で基礎本とされているのは『孤雲集十巻』で、そこには「結」と「苦」の細註として次の文章がある。

【史料 9】 崇福寺碑の結細註、『朝鮮仏教通史』下、玉童子権弄堪輿術条、1991

東俗 以五畝減百弓為結 除一斗為苦

この細註が結負制や量制の研究に重要なものであることはいうまでもないが、崔致遠の自註であったか否かについては、李丙燾³⁹⁾が否定的な見解を呈してからは、これを結負制の史料として積極的に活用する研究はなかった。しかし最近になって、尹善泰⁴⁰⁾が崇福寺碑の詳細な復元を試み、その結果、この細註を崔致遠の自註との結論を出した。尹善泰は、この結論に基づき、新羅下代の量制について、整合性の高い研究成果を上げている³⁸⁾。

この細註が崔致遠の自註となれば、結負制に関しても極めて重要な史料である。それは、智証大師塔銘の[史料 7]に、「以周百弓為結……古者 百歩為一畝 百畝当一結」とあるのとは異なり、五畝減と明記しているからである。

唐から帰国した崔致遠が唐の制度を良く知っていたのは疑いない。その崔致遠が、東俗と書く以上、唐人にも通じるように新羅の状況を注釈したと考えるべきである。そうであるならば、

ここに示された結は、方百弓⁴²⁾すなわち 10,000 歩から、5 畝減すなわち 1,200 歩を減じた 8,800 歩を意味していることは間違いない。これは今までに述べてきた結を方 100 歩 (10,000 歩) とする解釈と大きく矛盾する。

そうであれば、新羅時代には高麗前期とは異なり、1 結は約 0.9 頃であったのだろうか。

この疑問に対しては直ちに、里の面積と頃の面積の関係に思い至る。すなわち 1 里の面積(井)は方 300 歩であり、頃の面積は方 100 歩であるから、1 里は 9 頃である。したがって、1 里=10 結とすれば、結=0.9 結である。土地制度として里(井)の下位単位として里=10 結、結=100 負、負=10 束、束=10 把が存在していた可能性は十分にあり得る。

これが単なる思い付きでないのは、この仮定が方 33 歩制の不自然な制度の発生を明快に説明するからである。

ある時期、結は 0.9 頃(9,000 歩)であったと考えて見る。そうであれば、1,000 束が 1 結であるから束は 9 歩すなわち方 3 歩に該当する。したがって 3 歩を 1 量田歩とすれば、束の面積測定は極めて簡単になる。そこに、3 歩を 1 量田歩とする方 33 歩の不自然な制度が生まれた理由があったのである。

しかも、あるいは白南雲³⁹⁾がいうように、高句麗では頃畝制、百濟では結負制が用いられ、新羅では両者が混用されていたか知れない。そうであれば、ある時点で結を頃に一致させる必要が生ずることは当然である。そこで結を頃に合せて、方 100 歩と決め直した。これを 3 歩の量田歩で示せば、方 33.33 歩すなわち方 33 歩である。

ここに文宗量田法すなわち 3 歩を量田歩とする「田一結方三十三歩」の不自然な規定が明快に導き出される。

統一新羅時代には、結は 0.9 頃であった。すなわち 1 頃の面積を 25,664 m²(古韓尺 26.7 cm 基準で算出)とすれば、結は 23,098 m²と計算される。したがって 1 束は 23.1 m²である。

このような結論を導くのに、崇福寺碑文中の細註が極めて重要な役割を果たしており、これを崔致遠の自註と評価した尹善泰の業績を高く評価したい。それと同時に、この細註は後世の学者では書き得なかったと言うのが筆者の見解であり、逆に尹善泰の推論の正しさを裏付けると考えている。

4-2. 崇福寺碑異本

崇福寺碑の異本に、丁茶山が伝える次の註がある。

[史料 10] 崇福寺碑の結細註(異本)、丁茶山
『與猶堂全書』第1集卷12、田結論
三十肘為百弓 而一肘本是二尺 五百畝減六十尺 以為一結

この文章を[史料9]と比較してみると、錯誤が多く明らかに後世の註と考えられる。茶山はこれを崔致遠の自註としたようであるが、李丙燾⁴⁴⁾がこれを後人の註と見たのはもっともなことである。

錯誤はおそらく二段階に渡っている。五百畝はおそらく五畝の誤りであろう。また1肘は2尺、1弓は5尺または6尺とするのが普通であるから、それをもとに正すと、「三百肘為百弓 而一肘本是二尺 五畝減六百尺 以為一結」となる。そうであれば[史料9]の内容をそのまま伝えたものと見ることができるので、新しい情報を持っていない。

4-3. 智証大師塔碑文の後人註

崇福寺碑細註と関連するものとして、先にあげた[史料7]の智証大師塔銘の後人註がある。この註が、方俗で始まっているので、崇福寺碑細註を参照して記された可能性が高い。しかしここでは「以周百弓為結 四肘為一弓 肘一尺八寸 四肘即七尺二寸……古者 百歩為一畝 百畝當一結」とあり、五畝減の字句が抜けている。

この註は後半で、昔は1結が100畝すなわち1頃であったと言っていることから見て、少なくとも高麗中期以降のものである。しかもこの註

は統一新羅時代の結の面積について記している。なぜ五畝減が抜けてしまったのか。たんなる錯誤であろうか。

ただし五畝が抜けた代わりに、ここでは百弓をわざわざ720尺と解説している。1肘を1.8尺としているから、この尺は周尺を意味していることに間違いない。そうであれば、方百弓の面積は、518,400平方周尺と計算される。李朝初期には1頃が600,000平方周尺であるから、1結=0.864頃となる。

この計算結果は、崇福寺碑の原註の計算結果、すなわち結=0.88頃と極めて良く一致している。このことは、後人も統一新羅時代の結の面積について、崇福寺碑註をもとにして、筆者と同じように、結の面積を0.9頃と理解したことを示している。

4-4. 駕洛国記の量田記事

以上の解析によって、統一新羅時代には、結=0.9頃であり、その後の結=頃に比べると10%ほど小さかったことを示すことができたと考える。その観点から見ると、前出の駕洛国記の量田記事[史料8]を再度注目して見る必要がある。

この史料は、新羅の文武王の時に、首露陵王の王位田30頃であった土地の半分を淳化二(991)年には15結と見なして、頃と結を同一視していると同時に、実際に検田したところ11結12負9束しかなかったことを示している。

すでに指摘されているように⁴⁵⁾、三国時代の伝承記録に、例え頃とあったとしても、これは後世になって、昔の結を頃と書き換えた可能性が高いから、王位田の30頃は昔の30結と見てよいであろう。したがってこの記事は、昔の結の面積が高麗初期より狭かったことを示している。

これを土地折半の際の誤差あるいは永年の間の変化とみることもできるであろうが、高麗初期の結の面積が新羅の面積に比べて、増加していた実情を伝えている可能性も高い。

4-5. 古韓尺3歩（量田歩）の出現例

以上の議論によって、統一新羅以前には古韓尺の方3歩を1束とする結負制が存在していたことを論証することができたと考えられるが、さらにこの推論を裏付けるため、古韓尺の3歩すなわち4.8mを基本単位として設計された寺院の建物配置例が百済と日本に多数あることを表1にまとめて紹介しておきたい。

表から明らかのように、百済の益山弥勒寺の場合などでは、主要建築間の距離が4.8mの12倍、14倍、18倍、21倍、25倍、60倍で設計されていて、白南雲が言っているように「百済で結制が実施されていた」とする見解に符合している。

5. 結負制と代制の関係

日本では、天平尺(唐大尺:29.8cm程度)による360歩1段、3600歩1町のいわゆる町段制が実施される前には、一般に代制と称されている土地制度が行われていた。この代制は『令集解』田令田長条所引の慶雲3年格に令前租法とあり、この令前の令が大宝令を示すのか、浄御原令あるいは近江令を示すのかをめぐって長い論争史がある。

いずれにしても、この代制は町段制に移行した以降も、部分的に町段の下位単位すなわち1段が50代、1町が500代として存続していたので、当時の天平尺(唐大尺に相当)を29.8cmとして計算すると1代が23.02m²であったことは良く判っている。

ところで、この代の単位については束代と記録されている例も多くある。例えば、天平七年

表1 古代日韓寺院の建物配置に現れた量田歩(3古韓歩)

国名	寺院名	距離測定区間	測定値 (m)	量田歩	
				歩数	m
日本	川原寺	中門～塔	23.8	5	4.76
百済	軍守里廢寺	塔～金堂	24.2	5	4.84
日本	北野廢寺	中門～塔	24.4	5	4.88
百済	金剛寺	塔～金堂	24.5	5	4.90
日本	川原寺	南門～中門	28.9	6	4.82
日本	四天王寺	中門～塔	29.0	6	4.83
日本	山田寺	中門～塔	29.1	6	4.85
百済	陵山里寺	金堂～講堂	33.3	7	4.76
日本	飛鳥寺	中門～塔	33.5	7	4.78
百済	王宮里寺	塔～金堂	38.0	8	4.75
百済	王宮里寺	金堂～講堂	43.0	9	4.78
百済	東南里廢寺	金堂～講堂	43.9	9	4.88
日本	川原寺	中金堂～講堂	48.1	10	4.81
日本	川原寺	南大門～中門	52.8	11	4.80
日本	法隆寺	塔～講堂	57.5	12	4.79
百済	弥勒寺	東塔～中金堂	57.7	12	4.80
百済	弥勒寺	西塔～中金堂	57.7	12	4.80
百済	弥勒寺	東金堂～中金堂	57.8	12	4.82
百済	弥勒寺	西金堂～中金堂	57.8	12	4.82
百済	定林寺	塔～講堂	58.0	12	4.83
百済	弥勒寺	中院東西回廊間(心)	66.4	14	4.74
百済	弥勒寺	塔～幢竿	66.7	14	4.76
日本	飛鳥寺	南門～西門	66.7	14	4.77
日本	法輪寺	南大門～中門	66.7	14	4.76
日本	吉備池廢寺	塔～金堂	85.0	18	4.72
日本	川原寺	東僧坊～西僧坊	86.4	18	4.80
百済	弥勒寺	東西幢竿間	86.5	18	4.81
日本	法隆寺	西回廊～東回廊(心)	86.7	18	4.82
百済	弥勒寺	中院南北回廊間(心)	86.8	18	4.82
百済	弥勒寺	塔～南門	100.4	21	4.78
百済	弥勒寺	東僧坊～西僧坊	118.7	25	4.75
日本	若草伽藍	塔～北柵	119.6	25	4.78
日本	北野廢寺	東土塁～西土塁	121.0	25	4.84
日本	飛鳥寺	中門～講堂	121.0	25	4.84
日本	北野廢寺	北土塁～南土塁	144.0	30	4.80
百済	弥勒寺	外廊垣址南・北間	288.0	60	4.80

の『讚岐国山田郡弘福寺領田図』に「右田数十一町四百十二束代」等の表現が多くあるし、浜松市伊場遺跡の大溝から出土した木簡にも「□百七十六束代又江田」⁴⁶⁾とある。そればかりでなく、『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』には「二百十九町一段八十二歩」の土地を「十万九千五百六十一束二把代」と記していて、代が束代、把代の意味を持っていたこともわかる。

いうまでもなく、朝鮮半島の結負制は、結=100負、負=10束、束=10把である。したがって、日本の束代や把代と結負制の束、把は完全に共通性がある。しかも束把は中国の田制には

見られない単位である。そのため日本でも古くから日本と朝鮮半島の類似性を指摘する意見があった⁴⁷⁾。

しかし、かつて束把は、収量の単位としてしか理解されていなかった時期があり、亀田隆之⁴⁸⁾も「この点(類似性)をあまり強調することは危険」として、議論が深まっていなかった。ところが現在では、束、把が面積単位でもあったことが明らかになっているので、当然その関係を再検討して見る必要がある。

結論から言えば、本稿で求めた朝鮮半島の束の面積は23.09 m²(古韓尺を26.7 cmとして計算)である。一方、日本の束代の面積は23.02 m²(天平尺を29.8 cmとして計算)である。両者の面積は完全に一致しているのである。この結果だけをもってしても、日本の代制の起源が朝鮮半島あったことを主張するに十分だと考える。なぜならば、代制の起源をめぐる従来の見解は、ひとことでいえば「良くわからない」ということであつたからである。

もちろん従来学説でも、一定の説明は行われていた。それは1代の面積は、町段制の歩では7.2歩あるが、横山由清⁴⁹⁾が指摘したように高麗尺の6尺を1歩とすると代がちょうど5歩になるので、これがその起源だとする立場である。すくなくともこれ以外に代を合理的に説明する手段はなかったのも、もちろん有力な考え方であつた。

しかし、5歩を基本単位とすることに違和感を感じていた研究者も多かった。内田銀⁵⁰⁾は代の法が歩を基定として起つた徴証はないとして、高麗尺説を斥け、凡そ稲1束を得べき田積を1代としたにすぎないと論じた。これに対して坂本太郎⁵¹⁾も「初め稲1束を得べき地は1代と言われたらう」と一定の理解を示し、弥永貞三⁵²⁾も「その最も小さな単位は、一定の長さを一辺とする正方形として表現されると考える方が常識的ではなかろうか。……再考の余地があるのではないか」と述べている。岸俊男⁵³⁾も代制の方格地割を論じる中で、高麗尺の5歩が先に

あつたとするのは順序が逆であると、弥永貞三の考えに同調している。

更に亀田隆之⁵⁴⁾は、1段250歩制(高麗尺6尺1歩制)がみられるのは、「今足勘文」のみであり、しかもこの「今足勘文」は慶雲3年格に則って書かれていながら、当の慶雲格には250歩の記載がないことから、高麗尺の5歩を起源とする説に強い疑問を投げかけている。その後も、虎尾俊哉⁵⁵⁾や吉田孝⁵⁶⁾などの有力な研究者が同様な意見を出している。

その上、高麗尺の6尺は214 cmにも達していて、とうてい従来の歩(歩幅二歩)の概念には合わないことも大きな問題である。

このように、従来は高麗尺の6尺を1歩とする5歩を代の起源に想定しながら、多くの疑問を抱えていた。しかしこれに替わり得る有力な学説がない中で、高麗尺説が一応の定説的な立場を保ってきたのが実情であろう。

それに対して、代の起源が朝鮮半島の結負制にあり、束把の面積が完全に一致していたことになれば、高麗尺による代制説についても全面的な見直しを必要とするであろう。

高麗尺の存在について、筆者はかねてから強い疑問を表わしてきた⁵⁷⁾。それは、①高麗尺の起源とされていた東魏尺の長さが、『隋書』律歴志の記載の誤りであり、『宋書』にあるように約30 cmが正しいとされたこと、②高麗尺の証拠とされていた四天王寺、皇龍寺、定林寺の柱間間隔がその後の発掘調査で、無意味なものになってしまったこと、③したがって、高麗尺によって建てられたと確認される建築物が未だひとつもないこと(法隆寺のように、高麗尺の0.75尺を1支とする建物はあるが、その1支は古韓尺である)、④高麗尺の5尺1歩の存在は、天平尺の6尺1歩と同長であり、高麗尺の実存を裏付ける理由にはならないこと、⑤尺度史の流れの中で見ると、高麗尺だけが異様に長いこと等が主な理由であつた。高麗尺が実存したことを証する最大の証拠はむしろ前代の代制に諧調する高麗尺の6尺1歩制の存在であつた。

したがって、代制の起源を高麗尺に求める必要がなくなった今、高麗尺を前提として繰り広げられてきた諸学説の中には再検討を要するものが多くあると考えている。

6. 随等異尺制への移行

本稿において、高麗前期の結負制でなぜ方 33 歩制が採られるようになったかについて合理的な説明を与えたと考える。この方 33 歩による結負制は、その後、高麗末期には、上田では指尺の 20 指尺、中田では 25 指尺、下田では 30 指尺を量田尺とする方 35 歩の随等異尺制に変わって行く。

方 33 歩制から方 35 歩制への移行については、すでに「量田制における頃と結」³⁸⁾で詳しく述べた。その趣旨は方 33 歩制が当初の古韓尺の 3 尺を量田尺とする制度から、高麗中期に周尺の 3 尺を量田尺とする制度に変わり、更に随等異尺制による方 35 歩制へ移行したとするものであった。

このような考え方については、現在も基本的には変わっていないので、今回の研究結果と合わせて、結の面積推移としてまとめておきたい。表現としては頃の面積を基準として畝で示しているが、それは頃の面積にこの間大きな変動がなかったとする今回の研究結果に基づいている。平方米への換算は 1 頃を 26,000 m²とすれば概算は得られるので省略する。

- ◇ 三国時代・統一新羅時代 (古韓尺方 100 歩を 1 頃、結=0.9 頃) 90 畝
- ◇ 高麗初期 (古韓尺または周尺による方 100 歩を 1 頃、結=頃) 100 畝
- ◇ 高麗中期 (600,000 平方周尺を 1 頃、結=方 33 歩、量田尺: 3 周尺) 60 畝
- ◇ 高麗末期 (600,000 平方周尺を 1 頃、結=方 35 歩、量田尺: 30 指尺) 57.6 畝(下田)
(600,000 平方周尺を 1 頃、結=方 35 歩、量田尺: 25 指尺) 39.9 畝(中田)
(600,000 平方周尺を 1 頃、結=方 35 歩、量田尺: 20 指尺) 25.4 畝(上田)

7. まとめ

三国時代に始まり近代まで続いていた朝鮮半島の頃畝制と結負制については、高麗末期以降の状況については比較的によくわかっているが、高麗前期以前の状況については、その基本となる面積の評価についても定見が得られていない。その中であって、筆者は高麗中期以前の頃畝制と結負制に関する基本史料の全てについて、整合性のある解釈を試みた。

特に基本史料中の基本である文宗量田法については、従来からその割註部分「六寸為一分、十分為一尺、六尺為一步」に錯誤があることは判っていたが、いずれの解釈によっても、これも基本史料である『高麗図経』の記録と整合し得なかった。

『高麗図経』の記載に整合し得る合理的な解釈は、「六寸一分」を「四寸一分」と読むことである。その結果、文宗量田法の規定は「田一結方三十三歩、(四寸為一分、十分為一尺、六尺為一步)」となり、量田歩は基準尺の 24 尺、すなわち周尺の 8 尺 1 歩による 3 歩が量田歩であるという重要な結論に至る。したがって、1 結は基準尺の歩によって表現すれば方 99 歩すなわち方 100 歩となる。これは従来からの定説である頃=方 100 歩と照らし合わせると、結=頃を意味し、従来の学説と完全に一致する。したがって、「六寸」が「四寸」の錯誤であったことは、明瞭になったと考える。

また周尺は『禮記』王制篇に基づく復古尺であり、もともとは周尺の 8 尺 1 歩は古韓尺の 6 尺 1 歩と同じであった。新羅時代の 1 頃の面積は古韓尺の方 100 歩であり、25,664 m²と試算されるが、文宗量田法も、結の面積は周尺の方 99 歩でありほぼ等しい。しかも朝鮮前期の世宗 19 年の頃の面積も 25,709 m²と試算され、完全に一致している。したがって、朝鮮半島においては、長い期間にわたって、頃の面積は一定していたと考えられる。このことから、文宗量田法の時代には、まだ結=頃であったことも判る。

このようにして、結=頃の制度について、文

表2 朝鮮半島の頃畝制と結負制の面積推移

	統一新羅以前		文宗23年当時		高麗中期		朝鮮初期	
基準尺	古韓尺	26.7 cm	周尺	20.2 cm	周尺	20.2 cm	周尺 10指尺	20.7 cm 19.3 cm
歩	6尺	1.60 m	8尺	1.616 m	6尺	1212 m		
量田尺	3尺	80.0 cm	4尺	80.8 cm	3尺	60.6 cm	30指尺	57.9 cm
量田歩	18尺、3歩	4.80 m	24尺、3歩	4.85 m	18尺、3歩	3.63 m	180指尺	3.47 m
頃	方100歩	25,600 m ²	方33量田歩	25,600 m ²	前代と同じ	25,600 m ²	60万周尺 ²	25,700 m ²
結 (畝表示)	9000歩	23,040 m ² 90畝	方33量田歩	25,600 m ² 100畝	方33量田歩	15,150 m ² 60畝	方35量田歩	14,780 m ² 57.6畝
束		23.0 m ²		25.1 m ²		15.2 m ²		14.8 m ²

統一新羅以前の束の面積は日本の代制の束代の面積と同じ

宗量田法の記事によって明らかにできたが、一方で、崔致遠撰による崇福寺碑文の結に関する細註部分を見ると、結=0.9頃としか理解し得ない記載がある。この細註については、最近尹善泰が崔致遠の自註と報告しており、結負制に関する基本史料中の基本史料である。

ところで面積の1里は9頃である。里=10結とすれば、結=0.9頃=9000歩で、崔致遠の自註に良くあう。そうであれば、1000束が1結であるから方3歩が1束に該当する。これが文宗量田法の3歩を量田歩とする規定の起源となったことは容易に推察できる。

白南雲がいうように、高句麗では頃畝制、百濟では結負制が用いられ、新羅では両者が混用されていたか知れない。そうであれば、ある時点で結を頃に一致させる必要が生ずることは当然である。そこで結=0.9頃から結=頃の制度に移行したため方33歩の複雑な規定が生まれたと考えれば、すべてが整合的に理解できる。

この結果、結=0.9頃の時代の1束の面積は23.09 m²となるが、これは日本における町段制前に行われていた1代(束代)の面積23.02 m²に完全に一致している。

日本における代制の起源については、高麗尺説があったものの、疑問点も多く抱えていた。束把は中国には見られず、日本と朝鮮半島にだけ存在した単位である。それが、面積まで一致していたとなると、代制の起源を朝鮮半島の結

負制に求めるのが、ごく自然である。以上によって、朝鮮半島の古代結負制が日本の代制の起源になっていたことを示すことができたと考えている。

最後に、以上の検討結果から得られた頃畝制と結負制の面積推移を表2にまとめて示す。

謝辞

永年、日本と朝鮮半島の古代計量史を研究してきた筆者にとっては、かねてから韓国で研究を深めたいとの希望をもっていた。この希望をかなえて、韓国国立慶尚大学校での研究の機会を与えて下さった同大学の姜東湖名誉教授と許甫寧教授ならびに関係者に深く感謝している。

註

- 1) 白南雲：朝鮮封建社会経済史・上、改造社(1937)、153頁
- 2) 朴克采：朝鮮封建社会の停滞的本質-田結制研究、李朝社会経済史、(1946)
- 3) 李丙燾：韓国史・中世編(韓文)、震檀学会、(1961)、163頁
- 4) 金容燮：高麗時代の量田制(韓文)、東方学志、16(1975)、106頁
- 5) 宮嶋博史：朝鮮農業史上における十五世紀、朝鮮史叢、3(1980)、3~83頁
- 6) 姜晋哲：高麗土地制度史研究(韓文)、高麗大学出版部、(1980)、367頁

- 7) この文書については旗田巍：朝鮮中世社会史の研究、第17章参照
- 8) 朴時亨：結負制度の発生と発展、科学院創立5周年記念論文集、(1957)、103頁
- 9) 朴興秀、李朝尺度に関する研究(韓文)、大東文化研究、4(1967)、3~31頁
- 10) 浜中昇：高麗前期の量田制について、朝鮮学報、109(1983)、1~27頁
- 11) 李宇泰：新羅時代の結負制(韓文)、泰東古典研究、5(1989)、47~68頁
- 12) 尹善泰：韓国古代の尺度とその変化(韓文)、国史館論叢、98(2002)、1~27頁
- 13) 李宇泰：新羅の量田制・結負制の成立や変遷過程を中心として(韓文)、国史館論叢、37(1992)、317~338頁
- 14) 李宇泰：前掲2論文
- 15) 李泰鎮：韓国での結負法の伝統とその特徴、古代荘園図と景観、東京大学出版会、(1998)、179~193頁
- 16) 全徳在：新羅中古期結負制の施行と機能(韓文)、韓国古代史研究、21(2001)、265~276頁
- 17) 尹善泰：前掲論文
- 18) 朴興秀：前掲論文
- 19) 朴興秀：新羅と高麗の量田法に関して(韓文)、学術院論文集、11(1972)、33~84頁
- 20) 宮崎博史：前掲論文
- 21) 金容燮：前掲論文、106頁
- 22) 姜晋哲：前掲書、371頁
- 23) この考え方に対して、李宗峯は「統一新羅時代の尺(韓文)」『韓国中世史研究』8、2000(韓文)の中で、太宗4年の規定が太宗18年には、各品ともに十歩づつ拵げられたことに基づいて、太宗4年の規定は面積縮小になっていたと考察し、周尺が高麗時代の初期にさかのぼることを否定している。この論考を尊重するならば、高麗初期に周尺の8尺が1歩であったのが、太宗の時には6尺1歩に変わっていたのかも知れない。
- 24) 白南雲は『青莊館全書』の「百弓為結」の

項を卷八と誤っている。

- 25) 白南雲：前掲書
- 26) 朴興秀：前掲1972年論文
- 27) 朴興秀：前掲2論文
- 28) 李宗泰：朝鮮前期度量衡研究(韓文)、国史館論叢、95(2001)、231~275頁
- 29) 新井宏：〈三国史記・遺事〉記事による新羅王京復元と古韓尺(韓文)、百濟研究、36(2002)、117~137頁
- 30) 姜晋哲：前掲書、371頁
- 31) 新井宏：古代尺度復元法の研究(第1報)~(第3報)、計量史研究、13、14、15(1990~1992)。新井宏：まぼろしの古代尺、吉川弘文館、(1992)
- 32) 本稿の6「結負制と代制」で簡単に紹介している。
- 33) 奈良に実存する法隆寺の金堂、五重塔、回廊、あるいは法起寺の三重塔は、柱間隔から建築部材にいたるまで、古韓尺に一致している。また慶州皇龍寺の塔、金堂、講堂についても、高麗尺や唐尺では全くあわないが、古韓尺なら良く合っている。次表参照

建築部位	測定値 (m)	古韓尺(cm)		唐尺(cm)		高麗尺(cm)	
		尺数	尺長	尺数	尺長	尺数	尺長
塔の柱間	3.167	12.0	26.4	10.7	29.5	9.0	35.2
金堂身舎	5.003	19.0	26.3	17.0	29.4	14.2	35.2
金堂庇出	3.425	13.0	26.4	11.6	29.5	9.7	35.3
講堂桁行	5.462	20.5	26.6	18.5	29.5	15.5	35.2
講堂梁行	3.97	15.0	26.5	13.5	29.4	11.2	35.5
東廻廊桁行	4.13	15.5	26.6	14.0	29.5	11.6	35.6

- 34) 丘光明ほか：中国科学技術史・度量衡卷、科学出版社、北京、(2001)、284頁
- 35) 鐘曉青：北魏洛陽永寧寺塔復元探討(中文)、文物、504(1998-5)、51~64頁
- 36) 新井宏：前掲2002年論文
- 37) 朴泰祐：統一新羅時代の 地方都市에 對한 研究(韓文)、百濟研究、18(1987)、49~97頁
- 38) 新井宏：量田制における頃と結、朝鮮学報、144(1992)、1~28頁
- 39) 李丙燾：韓国史・古代編、震檀学会、(1959)、649頁

- 40) 尹善泰：新羅'崇福寺碑'の復元(韓文)、佛教美術、16(2000)、91～136頁
- 41) 尹善泰：新羅下代の量制に関する一試論(韓文)、新羅文化、17・18(2000)、183～199頁
- 42) 尹善泰は前掲論文「韓国古代の尺度とその変化」の中で、百弓を面積百歩と理解しているが、弓は長さの歩と面積の歩の混乱を防ぐため、わざわざ長さの歩を弓としたのであり、百弓は方百弓と理解しなければならない。この崔致遠の細註をもとにして書かれたと思われる智証大師塔碑文の註〔史料7〕では「以周百弓為結」となっていて、明らかに方百弓の意味になっている。
- 43) 白南雲：前掲書、155頁
- 44) 李丙燾：前掲書、649頁
- 45) 朴時亨：前掲論文、および李宇泰：前掲1989年論文
- 46) 浜松市遺跡調査会：伊場遺跡出土文字集成、遠江考古学研究会、(1971) 1～36頁
- 47) 亀田隆之：日本古代に於ける田祖田積の研究、古代学、4-2(1955)、120～158頁、137頁の註6参照
- 48) 亀田隆之：前掲論文
- 49) 横山由清：日本田制史、大岡山書店、(1926)、165～220頁
- 50) 内田銀蔵：付録日本経済史(『日本経済史の研究』収録、1916)、738頁
- 51) 坂本太郎：大化改新の研究、至文堂、(1938)、342頁
- 52) 弥永貞三：半折考、日本古代社会経済史研究、岩波書店、(1980)、178～205頁
- 53) 岸俊男：方格地割の展開、日本書紀研究、8(1975)、55～85頁
- 54) 亀田隆之：前掲論文
- 55) 虎尾俊哉：斑田収授法の研究、吉川弘文館、(1961)、87頁
- 56) 吉田孝：町代制と条里制、山梨大学歴史学論集、12(1968)……金沢悦男がまとめた「田積田租法の変遷について—学説史の検討から—」『法政考古学』20(1993)の279頁から孫引
- 57) 新井宏：まぼろしの古代尺、吉川弘文館、(1992)、100頁